

SHINSHU
SUZAKA
2025.3.1

須坂の 町並み だより

No.29

工事など行う場合にはお声がけください。

建築物(地区内にある全ての建物)や工作物(門、塀、石積みなど土地に定着する全てのもの)を新しく設置、外観の変更を伴う改築や外壁の塗装などするときには守っていただきたい基準があります。歴史的な町並みを保存し、伝統的建造物(歴史のある建築物・工作物)との調和を図っていくため、重伝建地区には「修理基準」、「修景基準」、「許可基準」があります。わかりにくい部分もあると思いますので、まずはお相談ください。どの基準も建築物・工作物の外観に係る基準ですが、今回はそのうち「許可基準」について説明します。



1 許可基準

「許可基準」とは、地区内で建築物・工作物の外観を、新築・増築・改築・移転等にもとめない変更するときのルールになります。町並みとの調和を図るため最低限守る必要があるものです。

なお、地区内で工事などをする際には、特定物件や補助金を利用する事業でなくても、事前の申請および許可が必要となります。また、歴史的な町並みに調和しない計画の場合、修正をお願いすることがあります。図面等を作成する前に相談いただくとスムーズに手続きを進められます。



街道沿いは瓦葺きの建築物が多いですが、奥にはこうした長屋も多く現存しています。

屋根は街道沿いにあるような瓦葺き
またはこのような金属板葺きにしましょう。

室外機などは街道から見えない場所に置くようにしましょう。やむを得ず置く場合にはこのように木製の格子で覆うなどの工夫をしましょう。



裏面へつづく



許可基準(抜粋)

建築物	敷地	土地の形・配置	うけついできた土地の形を維持する。	
		配置	道路側に玄関口を設置し、前面に余白を設けない。 車は敷地の奥や門、車庫等の内側に駐車し目立たないようにする。	
	構造	階数	平屋建てもしくは二階建て。	
		高さ	周囲の伝統的建造物の高さとは比べ大きく飛び出ないもの。	
	外部デザイン	屋根	形式	切妻造（三角形の屋根）を基本とする。
			材料	瓦葺きもしくは金属板葺き。
			色彩	灰色もしくは黒色系統。
		外壁	形式	中塗り仕上げ（中塗土を塗り重ねた茶色の壁）や白漆喰仕上げなどの周囲の伝統的建造物と比べ、外観が大きく変わらないもの。
		戸、窓	材料	通りに面する戸や窓サッシは原則木製。
			色彩	周囲の伝統的建造物に合わせたもの。
設備機器等	通りから見える場所に置かない。やむを得ず置く場合には町並みに合った素材・形状・色彩で目隠しを行い、目立たないようにする。			
駐車場・空地等	通りに面して駐車場を設ける場合は、門や塀などによる目隠しを行い、町並みに合わせたものにする。 門や塀、車庫等を設ける場合はそれぞれの基準に合わせる。			

細かなところにもご配慮をお願いします。

○敷地外から見える場所に設置したいものがあるとき

色彩や材質などに気をつけて選びましょう。装飾品や照明器具、物置など、特に通りを歩いていて目につく場所に置く場合には、町並みとの調和を意識して選びましょう。

○太陽光パネルを設置するとき

通りに面さない屋根に設置しましょう。通りから見えないように設置するとともに、屋根と一体に見えるようにするなど、目立たないように配慮しましょう。

○玄関ドアを設置するとき

玄関ドアは木製の引戸にしましょう。戸袋や格子を設け、周囲の伝統的建造物と調和するようにしましょう。

重伝建地区の概要、これまでの町並み保存の取り組み、現状変更行為についてなど、詳しくは下記二次元コードを読み込んでホームページからご確認ください。

また、現状変更行為についてはガイドラインも参考にご検討ください。

先月は補助事業希望の集計にご協力いただきありがとうございました。審議会で協議を行い、補助事業を進めていきます。今後補助事業を希望する方は、令和9(2027)年度事業になりますが、随時ご相談ください。地区内でお気づきの点や現状変更のご相談など気兼ねなくご連絡ください。今後とも町並みへのご配慮をよろしくお願いいたします。

編集・発行・問合せ
須坂市 社会共創部 文化スポーツ課
重伝建推進係 担当: 栗田、小西、山田
☎026-248-9027

詳しくはこちらから

